

常勤理事規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本プラントメンテナンス協会（以下、「本会」という）の常勤理事の責務、服務、報酬及び退任等に関する基本的事項について定めたものである。

- ここに定めた以外の事項については、法令、定款、別途定める規程、並びに理事会、総会の決定に従う。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の役員（定款第25条）のうち、常勤の理事（以下「常勤理事」という）に適用される。

(選 任)

第3条 理事の常勤又は非常勤の決定は、理事会の議決による。ただし、会長及び副会長は非常勤とする。

(退 任)

第4条 常勤理事が、次の各号のいずれかに該当する場合は、常勤を解く。

- ① 理事会が常勤にふさわしくないと判断したとき
- ② 常勤を辞任したとき

(定 年)

第5条 常勤理事は、任期中に次の年齢に達したときは、当該任期の満了をもって理事の任を解き、常勤・非常勤を問わず理事として再任はしない。

専務理事及び常務理事	66 歳
上記以外の常勤の理事	64 歳

(常勤理事の責務)

第6条 常勤理事は、本会の運営を担う重大な責務を常に自覚し、本会各事業の充実強化のため、一体的運営を心がけ、連帯協力して本会の維持発展に努めなければならない。

- 本会の公共性を常に留意し、本会が常に社会の要請に即応できるよう研鑽に努めなければならない。

(常勤理事の服務等)

第7条 常勤理事の出張などの服務に関しては、本規程その他の規程に特別な定めがない限り、就業規則を準用する。

- 常勤理事は、次の各号の義務を負う。
 - ① 常勤理事は、自己又は第三者のために、在任中はもとより退任後2年間は、定款で定める事業と同じ内容の事業を行ってはならない。
 - ② 常勤理事は、本会との間で取引を行ってはならない。本会との間で取引を行うときは、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。
- 常勤理事が、職務の遂行に当たって故意又は重大な過失により法令、定款若しくは本規程その他の規程に違反する行為をなし協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(常勤理事の報酬)

第8条 常勤理事の報酬については、別に定める「役員報酬等規程」による。

(常勤理事の退任慰労金)

第9条 常勤理事の退任慰労金の基準並びに決定方法については、別に定める「役員報酬等規程」による。

(附 則)

この規程は、2003年8月1日より施行する。

改定 2011年6月8日（施行：本会の移行認定登記日）